

事前相談に必要な書類

- 1 位置図・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 区域図・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 現況図・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 (計画図) 土地利用・・・・・・・・
- 5 公図の写し・・・・・・・・
- 6 登記事項証明書(土地登記簿謄本)・・

○ 別紙「開発計画概要書(添付書類)記載要領」を参照してください。

- 7 線引き前から「宅地」であったことを証明する書類

○ 固定資産(土地)所有証明書等、建築確認通知書、建物登記簿謄本、農地転用許可証明書、航空写真等

- 8 連たん図・・・・・・・・ ○ 申請地が市街化区域から(概ね)^{*1} 1 km以内にあり、周辺に50以上の建築物の敷地が連たんしていることを示した図面。または、市街化区域から(概ね)^{*1} 1 kmを超えている場合は100以上の建築物の敷地が連たんしていることを示す図面^{*2}

- 9 連たん表・・・・・・・・ ○ 連たん図に対応した建築物の所有者(居住者)、地名地番、建築物用途を一覧表にしたもの^{*3}

※ 都市計画法第 34 条第 12 号の規定による開発行為の基準及び都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定による同法第 43 条第 1 項の許可の基準を定める条例

(注意)

※1 市街化区域からの距離は、条例第 2 条第 5 号の基準では「概ね」が付きません。

※2 提案基準18の基準の内容 1 (1)、(3) 又は条例第 2 条第 5 号アを適用する場合には、連たん図に代わるものとして半径 100m の円内にそれぞれの数以上の建築物が存することを示す図面が必要となります。

※3 ※2 の場合も同様の一覧表が必要です。

※4 相談の内容によっては、このほかにも必要書類の生じる場合があります。

※5 事前相談で一般的に必要な添付書類は「開発計画概要書(添付書類)記載要領」に記載されています。そちらも確認して書類を作成してください。

※6 計画地が「農地」の場合は、別途、農地転用等(市町村の農業委員会)の事前相談が必要です。